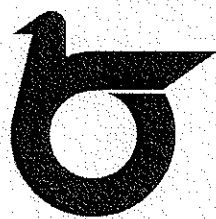


平成 22 年 版

鳥取県労働委員会年報



鳥取県労働委員会

第42期
(平成21年5月11日～平成23年5月10日)
鳥取県労働委員会委員

(公益委員)



会長 太田正志



会長代理 河本充弘



石黒 豊



吉谷 康子



濱田由紀子

(労働者委員)



竹内 篤子



池内 保子



田村 直人



本川 博孝



竹内 克徳

(使用者委員)



奥村 政子



山本 智通



川口眞佐子



稲井 幾子



宮城 定幸

(退任委員)

(労働者委員)



杵村 善久

は し が き

この年報は、平成22年1月から12月までの1年間、県下の労使関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました、当委員会の活動状況を収録したものであります。

この年報が、日頃、労使問題に関心を寄せておられる各位の参考に資することとなれば、幸甚に存じます。

平成23年3月

鳥取県労働委員会

会長 太 田 正 志

目 次

第1章 組織・運営	1
1 組織と予算	1
2 運営の概要	4
3 労働委員会業務記録	6
4 総会・会議	8
第2章 不当労働行為の審査	18
1 概況	18
第3章 労働組合の資格審査	19
1 概況	19
2 労働組合資格審査一覧	19
第4章 労働争議の調整	20
1 概況	20
2 事件一覧	20
3 取扱事件概要	20
第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知	23
1 概況	23
2 労働争議実情調査一覧	23
3 争議行為予告通知一覧	24
第6章 個別労働関係紛争への対応	26
1 労働相談	26
2 労働委員会のPR	28
3 個別労働関係紛争あつせん事件	30
資 料	
1 第42期鳥取県労働委員会委員名簿	37
2 鳥取県労働委員会あつせん員候補者名簿	38
3 事務局職員名簿	40
4 年別事件件数調	41
5 年別事件処理件数調	42
6 年別地区別事件件数調	45
7 条例、要綱、申合せ事項等	46
8 「労使ネットとっとり」ロゴマーク	67
9 全労委共通ポスター・リーフレット	68
10 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	69

第 1 章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、又、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当委員会の現任の委員は、平成21年5月11日に任命された第42期の委員であり、名簿は資料1のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期と定め、その構成は資料2に掲げるとおりであり、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき平成21年7月7日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

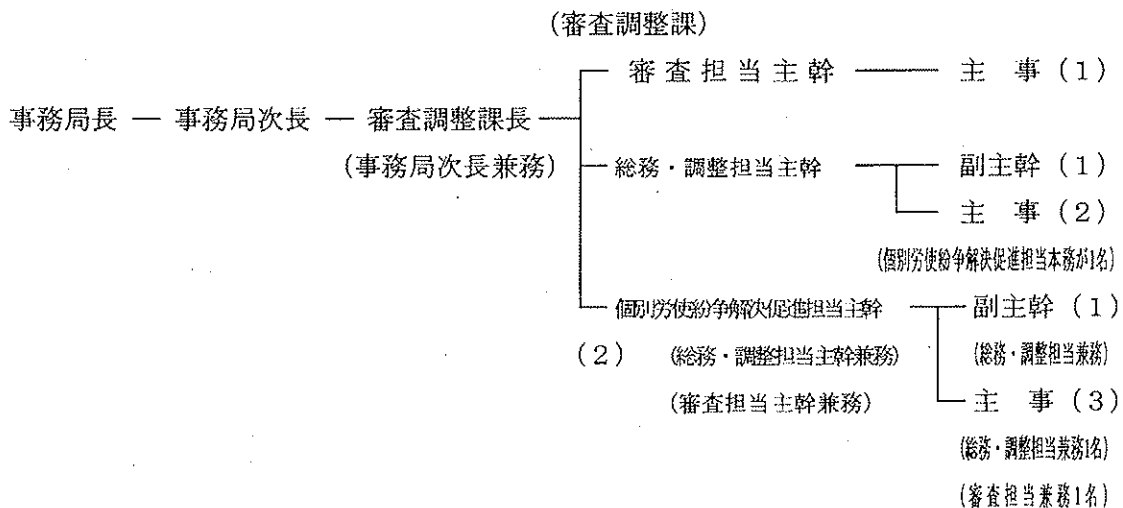
(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。

なお、平成21年度より、審査調整課の中に個別労使紛争解決促進担当を設置した。



(5) 委員会の予算

平成22年度の当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	34,304	59,019	93,323

(6) 個別労使紛争解決支援センター

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置した。

そして、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、愛称を公募した結果、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称を「労使ネットとっとり」とし、さらにそのロゴマークを公募し、決定した。

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の水曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員による審査にかえて公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して、不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第5章の規定により、会長が指揮して行い、又、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

(5) 労働委員会は、審問の手続を終わったときは事実認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (6) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分があったことを知った日から6か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (7) 労働争議のあつせん、調停及び仲裁は、労働組合法第20条及び労働関係調整法第2章から第4章並びに労働委員会規則第7章の規定により、あつせんにあつては、あつせん員候補者の中から会長が指名したあつせん員により、調停にあつては、公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては、公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員3人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (8) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあつせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (9) 地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、平成22年に取扱ったものはなかった。
- (10) 個別労働関係紛争のあつせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条から第10条の規定により、個別労働関係紛争あつせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あつせん員により行われる。
- (11) 鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあつせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」（愛称：労使ネットとっとり）を設置し、個別労働関係紛争処理制度の一層の周知、利用の促進を図った。
- 平成21年より全国労働委員会共通で10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間としており、今年も鳥取県労働委員会は、街頭リーフレット・ティッシュの配布、日曜労働相談会の開催及びホームページ等を通じて幅広く広報、周知を行った。
- なお、昨年鳥取県が中心となって作成した「全国共通ポスター・リーフレット」は、今年も引き続き関係団体への掲示依頼や街頭での配布等により広報・周知に活用した。
- また、今年の日曜労働相談会を年3回（6月・10月・12月）実施した。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
1	4 13 27	月 水 水	仕事始め 第1048回定例総会 第1049回定例総会 第622回公益委員会議	15 25 28	金 月 木	22年(個)第1号事件受付 22年(個)第2号事件受付 21年(調)第3号事件第1回あつせん
2	4 10 24	木 水 水	中国地区労働委員会会長連絡会議 (鳥取) 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (鳥取) 第1050回定例総会 第1051回定例総会	5 13 15 22 23	金 土 月 月 火	21年(調)第3号事件終結(解決) 22年(個)第1号事件第1回あつせん (打切り) 22年(個)第3号事件受付 22年(個)第4号事件受付 22年(個)第2号事件第1回あつせん (打切り)
3	10 24	水 水	第1052回定例総会 第1053回定例総会	8 10 26 29 30	月 水 金 月 火	22年(個)第3号事件第1回あつせん (解決) 22年(個)第5号事件受付 22年(個)第6号事件受付 22年(個)第6号事件第1回あつせん (解決) 22年(個)第5号事件第1回あつせん (解決) 22年(個)第7号事件受付 22年(調)第1号事件受付 22年(個)第8号事件受付
4	14 28	水 水	第1054回定例総会 第1055回定例総会	19 26	月 月	22年(個)第8号事件第1回あつせん (解決) 22年(調)第1号事件第1回あつせん
5	12 25 31	水 火 月	第1056回定例総会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 (山口) 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (山口) 第1057回定例総会	10 11 17 18	月 火 月 火	22年(調)第1号事件終結(解決) 22年(個)第9号事件受付 22年(個)第10号事件受付 22年(個)第11号事件受付 22年(個)第7号事件第1回あつせん (解決)
6	9 10 11 13 20 23 27	水 木 金 日 日 水 日	第1058回定例総会 全国労働委員会事務局長連絡会議 (新潟) 全国労働委員会会長連絡会議 (新潟) 日曜労働相談会(西部) 日曜労働相談会(中部) 第1059回定例総会 日曜労働相談会(東部)	7 12 17 18 21 24 29	月 土 木 金 月 木 火	22年(個)第12号事件受付 22年(個)第9号事件・第10号事件第 1回あつせん 22年(個)第9号事件・第10号事件第 2回あつせん(打切り) 22年(個)第11号事件第1回あつせん 22年(個)第13号事件受付 22年(個)第14号事件受付 22年(個)第15号事件受付 22年(個)第16号事件受付 22年(個)第12号事件第1回あつせん (解決) 22年(個)第15号事件終結(取下げ)

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
7	6	火	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (広島)	8	木	22年(個) 第11号事件終結 (打切り)
	14	水	第1060回定例総会 定期労働相談会			
	28	水	第1061回定例総会 あっせん員候補者等特別研修会			
8	3	火	中国地区労働委員会事務局審査主管課 長会議 (広島: ~4日)	10	火	22年(個) 第14号事件終結 (取下げ)
	11	水	第1062回定例総会 定期労働相談会	12	木	22年(個) 第13号事件第1回あっせん
	25	水	第1063回定例総会	17	火	22年(個) 第16号事件第1回あっせん (解決)
	30	月	中国地区労働委員会事務局調整主管課 長会議 (鳥取: ~31日)	25	水	22年(個) 第17号事件受付
9	2	木	業務運営状況調査 (北海道: ~3日)	1	水	22年(個) 第4号事件第1回あっせん
	8	水	第1064回定例総会 定期労働相談会	3	金	22年(個) 第18号事件受付 22年(個) 第19号事件受付
	16	木	業務運営状況調査 (高知: ~17日)	9	木	22年(個) 第20号事件受付
	22	水	第1065回定例総会	13	月	22年(個) 第4号事件終結 (打切り)
				22	水	22年(個) 第13号事件終結 (打切り)
10	3	日	労働委員会の一斉PR (東・中・西部) 日曜労働相談会 (東部)	1	金	22年(個) 第18号事件終結 (不開始)
	13	水	第1066回定例総会	6	水	22年(個) 第21号事件受付
	17	日	日曜労働相談会・労働委員会PR (中部)	16	土	22年(個) 第19号事件第1回あっせん (解決)
	24	日	日曜労働相談会・労働委員会PR (西部)	31	日	22年(個) 第21号事件第1回あっせん
	27	水	第1067回定例総会			
11	9	火	第1068回定例総会 定期労働相談会	5	金	22年(個) 第21号事件終結 (解決)
	10	水	全国労働委員会連絡協議会総会 (東京: ~12日)	7	日	22年(個) 第20号事件第1回あっせん (解決)
	25	木	第1069回定例総会 企業視察研修 (鳥取) 全国労働委員会事務局審査主管課長会 議 (東京)			
	26	金	全国労働委員会事務局調整主管課長会 議 (東京)			
12	5	日	日曜労働相談会・労働セミナー (県立図書館)	2	木	22年(個) 第22号事件受付
	8	水	第1070回定例総会			
	12	日	日曜労働相談会 (倉吉市立図書館)			
	19	日	日曜労働相談会 (米子市立図書館)			
	22	水	第1071回定例総会			
	28	火	仕事納め			

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

平成22年には定例総会は24回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1048 回	1.13	委員室	1 第1047回定例総会（12月22日）議事録の承認について 2 労働争議あっせん事件について 3 平成21年度第3回「知事等の給与に関する有識者会議」の概要について 4 その他
1049 回	1.27	委員室	1 第1048回定例総会（1月13日）議事録の承認について 2 労働争議あっせん事件について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 平成21年度第4回「知事等の給与に関する有識者会議」の概要について 5 労働委員会活性化のための検討委員会第1回委員会の概要について 6 その他
1050 回	2.10	委員室	1 第1049回定例総会（1月27日）議事録の承認について 2 平成21年度中国地区労働委員会会長連絡連絡会議等の概要について 3 労働争議あっせん事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1051 回	2.24	委員室	1 第1050回定例総会（2月10日）議事録の承認について 2 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 第65回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出（ブロック提案）について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1052 回	3.10	委員室	1 第1051回定例総会（2月24日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議予告及び実情調査について 4 労働委員会活性化のための検討委員会（第2回）の概要につ

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			いて 5 その他
1053 回	3.24	委員室	1 第1051回定例総会（2月24日）議事録の承認について 2 第1052回定例総会（3月10日）議事録の承認について 3 平成22年度委員研修計画（案）について 4 平成22年度広報・相談会計画（案）について 5 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6 全国労働委員会連絡協議会表彰制度について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議予告及び実情調査について 9 その他
1054 回	4.14	委員室	1 第1053回定例総会（3月24日）議事録の承認について 2 全国労働委員会会長連絡会議の議題について 3 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び事務局 長会議の議題について 4 平成22年度定例総会開催予定日（案）について 5 岩手県労働委員会来県（先進地調査）について 6 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 7 労働争議あっせん事件について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議予告通知及び実情調査について 10 労働委員会活性化のための検討委員会第3回委員会の概要につ いて 11 その他
1055 回	4.28	委員室	1 第1054回定例総会（4月14日）議事録の承認について 2 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会議題につい て 3 第52回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 4 日曜労働相談会及び定期相談会について 5 労働争議あっせん事件について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 労働委員会活性化のための検討委員会第4回委員会の概要につ いて 9 その他
1056 回	5.12	委員室	1 第1055回定例総会（4月28日）議事録の承認について 2 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の発言要旨 について 3 労働争議あっせん事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 公金支出差止請求事件について（平成22年4月27日大阪

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			高裁判決) 7 その他
1057 回	5.31	委員室	1 第1056回定例総会（5月12日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任について 3 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 労働委員会活性化のための検討委員会第5回委員会の概要について 7 労働委員会が行う労働相談等に関する調査（岩手県労働委員会来県）の概要について 8 諸会議開催計画及び委員研修計画について 9 その他
1058 回	6.9	委員室	1 第1057回臨時総会（5月31日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議予告通知及び実情調査について 4 第52回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 5 その他
1059 回	6.23	委員室	1 第1058回定例総会（6月9日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 3 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議議題発言要旨について 4 業務運営状況調査について 5 全国労働委員会連絡協議会運営委員会について 6 全国労働委員会会長連絡会議の概要について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1060 回	7.14	委員室	1 第1059回定例総会（6月23日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者等特別研修会の開催について 3 労働委員会活性化のための検討委員会第6回委員会の概要について 4 第2回全労委運営委員会の概要について 5 中国・四国地区会長連絡会議の概要について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 第1回日曜労働相談会の概要について 9 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1061 回	7.28	委員室	1 第1060回定例総会（7月14日）議事録の承認について 2 労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書について 3 第1次報告書活用検討委員会（仮称）の設置について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1062 回	8.11	委員室	1 第1062回定例総会（7月28日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任について 3 第65回全国労働委員会連絡協議会総会の出席者及び議題の発言者について 4 個別労働関係紛争処理制度一斉PR及び第2回日曜労働相談会について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 中央労働委員会への要望書について 7 その他
1063 回	8.25	委員室	1 第1062回定例総会（8月11日）議事録の承認について 2 第1次報告書活用検討委員会の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他
1064 回	9.8	委員室	1 第1063回定例総会（8月25日）議事録の承認について 2 業務運営状況調査（9月2日～3日）の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他
1065 回	9.22	委員室	1 第1064回定例総会（9月8日）議事録の承認について 2 業務運営状況調査（9月16日～17日）の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について 6 その他
1066 回	10.13	委員室	1 第1065回定例総会（9月22日）議事録の承認について 2 第3回日曜労働相談会及び定期相談会について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 労働委員会活性化のための検討委員会（第1回）の概要について 6 その他
1067 回	10.27	委員室	1 第1066回定例総会（10月13日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議予告通知及び実情調査について 4 東京都労働委員会労働者委員の調査の概要について 5 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1068 回	11.9	委員室	1 第1067回定例総会（10月27日）議事録の承認について 2 平成22年度中国地区労働委員会会長連絡会議及び事務局長連絡会議の開催について 3 第137回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び事務局長連絡会議について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1069 回	11.25	委員室	1 第1068回定例総会（11月9日）議事録の承認について 2 平成22年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 第65回全国労働委員会連絡協議会総会等の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1070 回	12.8	委員室	1 第1069回定例総会（11月25日）議事録の承認について 2 第66回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 3 全国労働委員会連絡協議会運営委員会（第1回）における決定事項について 4 労働委員会活性化第1次報告書に対する対応について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1071 回	12.22	委員室	1 第1069回定例総会（11月25日）議事録の承認について 2 第1070回定例総会（12月8日）議事録の承認について 3 第2期労働委員会活性化のための検討委員会（第2回）について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他

(2) 特別研修（平成22年度あっせん員候補者連絡協議会）

平成14年4月から「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行されたことにともない、県内関係諸機関との連絡会議を開催している。

月日	場 所	会 議 内 容 等
7.28	鳥取市永楽温泉町 403 「ホテルモナーク 鳥取」	1 報告「労働審判事件の係属状況等について」 (鳥取地方裁判所) 2 報告「個別労働紛争解決制度の利用状況等について」 (鳥取労働局) 3 報告「労働相談の実施状況等について」 (鳥取県商工労働部雇用人材総室) (鳥取県中小企業労働相談所) 4 報告「法テラスの概要及び現状について」 (法テラス) 5 報告「個別労働関係紛争・集団紛争への対応状況等について」 (鳥取県労働委員会事務局) 6 意見交換 7 講演「労働委員会における個別労働関係紛争の概要について」 中央労働委員会事務局 調整第一課 課長 荒木 祥一 氏 8 講演「個別労働関係民事紛争事案の検討 解雇とセクハラ・いじめの法的問題」 中央労働委員会関東区域地方調整委員(公益委員) 明治大学法学部教授 青野 覚 氏 9 質疑

(3) 公益委員会議

平成22年に公益委員会議は1回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
622回	1.27	審理監査室	1 平成21年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 2 その他

(4) 連絡会議

平成22年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
中国地区労働委員会会長連絡会議	2.4	鳥取市東町1丁目133「鳥取県知事公邸」	1 労働委員会活性化のための検討委員会において検討すべき課題について (鳥取県労委) 2 中国・四国地区会長連絡会議の見直しについて (鳥取県労委)	太田会長 河本代理 石黒委員 吉谷委員 濱田委員
第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5.25	山口市湯田温泉3-2-7「セントコア山口」	1 労働組合法上の「労働者性」の判断について (広島県労委) 2 個別的労使紛争処理制度における「労働者」か否か疑義がある者からのあっせん申請への対応について (岡山県労委) 3 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間における共同PR事業の実施について (鳥取県労委)	太田会長 濱田委員 田村委員 竹内(党)委員 山本委員
全国労働委員会会長連絡会議	6.11	新潟市中央区川端町6丁目53「ホテルオークラ新潟」	1 労働委員会制度の在り方について～労働委員会の活性化・労働委員会制度の発展のために～ (1)講演「労働委員会制度の在り方について(活性化委員会の検討状況を含めて)」 (2)都道府県労委会長として『労働委員会制度』に望むこと (3)活性化の取組と活性化委員会での議論を通して感じたこと 2 自由懇談	太田会長

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
第52回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7.6	広島市中区 大手町1丁目5-3 「鯉城会館」	1 労組法上の使用者性の判断における 国家公務員法との関連性 (広島県労委) 2 中国・四国地区労働委員会会長連絡 会議の今後のあり方について (鳥取県労委)	太田会長
第65回全国労働委員会連絡協議会総会	11.10 ～12	東京都中野区中野4-1-1 「中野サンプラザ」	1 労働委員会の活性化に向けて～労働 委員会に期待されているもの～パ ネルディスカッション～ (中労委公労使) 2 従業員の転籍時の事例について (近畿ブロック公労使) 3 定年退職者等の継続雇用・再雇用制 度をめぐる労使紛争の解決に向けて の課題について (九州ブロック公労使)	太田会長 濱田委員 池内委員 竹内(克)委員 山本委員 宮城委員

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2. 4	鳥取市東町 1丁目220 「県庁特別会議室」	1 平成21年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について (鳥取県労委) 2 平成22年度中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議及び調整主管課長会議開催計画案について (広島県労委・鳥取県労委)	足田局長 奥田主幹 井本主幹 角田主事
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	5. 25	山口市湯田温泉3-2-7 「セントコア山口」	1 第136回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営等について (山口県労委)	竹本局長 井本主幹 片山主事
全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 10	新潟市中央区川端町6丁目53 「ホテルオークラ新潟」	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 労働委員会活性化のための検討委員会の検討状況等について・意見交換 4 全労委総会における表彰について 5 第65回全労委総会について	竹本局長 角田主事
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8. 3 ～ 4	広島市中区基町9-42 「広島県庁東館」	1 講演「最近の不当労働行為判例及び命令の動向と労働委員会の課題」 2 労働組合法第7条第3号の個人での申立てについて (鳥取県労委) 3 労働組合の資格審査の取扱いについて (広島県労委) 4 事例研究	井本主幹 角田主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.30 ～31	鳥取市永楽温泉町403 「ホテルモナーク鳥取」	1 講演「個別労働関係紛争の調整を巡る現状と課題」 (中央労働委員会事務局) 2 講演「労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書について」 (中央労働委員会事務局) 3 メンタルヘルス不調者等を当事者とするあっせんにおける手続上の配慮について (鳥取県労委) 4 事例研究	竹本局長 橋本主幹 前田副主幹 新主事 片山主事
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11.25	東京都港区芝公園1-5-32 「労働委員会会館」	1 業務概況説明 2 労働委員会活性化のための検討委員会の動き 3 不当労働行為審査の迅速化、的確化の取組と課題について 4 不当労働行為審査における労組法第3条、第7条の労働者性等を巡る問題について－最近の命令、裁判の動向－ (以上、中央労働委員会事務局)	井本主幹
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11.26	東京都港区芝公園1-5-32 「労働委員会会館」	1 中央労働委員会調整担当各課室長からの説明 2 労働委員会活性化のための検討委員会の動き (中央労働委員会事務局) 3 都道府県労働委員会からの事例報告	橋本主幹

第2章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成22年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。近年の傾向及び特徴的な事件については以下のとおり。

平成17年1月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成18年に1件係属し、関与和解により終結した。

平成18年に係属した事件は、県内の農協関係団体のうちの7つの労働組合及び県農協中央会が当事者である。

本件は、東伯町農協の再建・合併問題について、7労働組合が県全体の農協系統組織の雇用問題に波及する深刻な事項であるとして、直接の雇用関係にない県農協中央会に対して団体交渉の申入れを行ったところ、県農協中央会は団体交渉の当事者ではない等として交渉申入れを拒否したことから、このことが労働組合法第7条第2号に定める不当労働行為にあたるとして、7労働組合から救済申立てがなされたものである。

本件審査は、委員調査を4回、審問を3回行い、平成18年9月、関与和解により終結した。なお、当県の審査目標期間は10ヶ月（約300日）に設定しているが、処理に要した日数は170日であり、目標期間内での事件処理が行われた。

主な和解内容は、各労働組合と各農協等との間における団体交渉が円滑に行われるよう、県農協中央会が農協等を指導するとともに必要に応じて労働組合に対し説明すること、などである。

第3章 労働組合の資格審査

1 概況

平成22年中に当委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属・前年からの繰越しとも0件であった。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成10年～平成22年申請理由別一覧表

申請理由 年別	委員推薦	不当労働 行為救済 不行申	法人登記	総会決議	計	備考
10	2	3	—	—	5	前年からの繰越し1件含む
11	4	1	—	—	5	前年からの繰越し1件含む
12	1	1	—	—	2	前年からの繰越し1件含む
13	3	2	1	—	6	前年からの繰越し1件含む
14	—	1	—	—	1	前年からの繰越し1件含む
15	3	3	—	—	6	
16	—	1	1	—	2	前年からの繰越し1件含む
17	4	—	—	—	4	
18	2	7	—	—	9	
19	3	—	—	—	3	
20	1	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	0	

注) 前年からの繰越し件数を含む件数である。

(3) 平成10年～平成22年処理区分別一覧表

処理区分 年別	適合	不適合	取下げ	打切り	次年へ 繰越	計	備考
10	2	—	2	—	1	5	
11	4	—	—	—	1	5	
12	1	—	—	—	1	2	
13	5	—	—	—	1	6	
14	1	—	—	—	—	1	
15	4	—	1	—	1	6	
16	2	—	—	—	—	2	
17	4	—	—	—	—	4	
18	2	—	—	7	—	9	
19	3	—	—	—	—	3	
20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	

注) 前年からの繰越し件数を含む件数である。

第 4 章 労働争議の調整

1 概 況

平成 22 年中に係属した調整事件は、繰越係属事件が 1 件、新規係属事件が 1 件であった。繰越係属事件の調整区分は、あっせんが 1 件で、申請者は組合であった。新規係属事件の調整区分はあっせんが 1 件で、申請者は組合であった。業種は卸売・小売業及び教育・学習支援業であった。平成 22 年中に終結したものは 2 件で、いずれも終結区分は解決であった。次に繰り越されたものはなかった。

調整事項は、1 件が団交促進に関するもの、1 件が有休取扱に関するものであった。

2 事件一覧

番号	事 件 名	調整区分	申請月日 申請者	調 整 事 項	開始 月日	終結日 区 分	調整 回数	調整員
1	W 争議	あっせん	(H21) 12. 28 組合	団交促進	1. 12	2. 5 解決	1	(公) 太田 (労) 小椋 (使) 宮城
2	X 争議	あっせん	3. 29 組合	有休取扱	4. 15	5. 10 解決	1	(公) 河本 (労) 田村 (使) 宮城

3 取扱事件概要

(1) 平成 21 年 (調) 第 3 号

W 争議あっせん事件

申 請 者 W 労働組合

被 申 請 者 W

業 種 教育・学習支援業 従業員数 1, 870 名

開 始 事 由 組合申請

申 請 月 日 (平成 21 年) 12 月 28 日 開始月日 1 月 12 日

終 結 月 日 2 月 5 日

終 結 事 由 解決 調整回数 1 回 所要日数 40 日

あっせん員 (公) 太田正志 (労) 小椋昌美 (使) 宮城定幸

ア 調整事項
 団交促進

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

使用者は、役員会で給与引下げの措置が決定された後に組合と団体交渉した。全てが決定した後では、交渉の意味がない。また、組合が求める説明・質問に対しても、きちんと回答しない。

(イ) 使用者の主張

役員会で方針を決定し、団体交渉ではその方針を基に、組合と協議することとした。また、質問事項については、組合からのものも含め、全職員に対して回答している。

ウ あっせんの経過

1月28日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、団体交渉と今後の当該紛争の処理方法について定めたあっせん案を提示した。諾否の回答を双方に要請したところ、後日、双方受諾し事件は解決した。

あ つ せ ん 案

- 1 申請者及び被申請者は、平成〇年〇月〇日付けで締結した「団体交渉に関する労働協約」が現在有効であることを確認すること。
- 2 申請者及び被申請者は、平成〇年〇月〇日付けで申請者から申入れのあった団体交渉が、上記労働協約第〇条に規定する団体交渉事項であることを確認するとともに、同労働協約第〇条に規定する精神の下で、誠意ある団体交渉を行い、円満解決を図るよう格段の努力をすること。

(2) 平成22年(調)第1号

X争議あっせん事件

申 請 者 X労働組合

被 申 請 者 X

業 種 卸売・小売業 従業員数 384名

開 始 事 由 組合申請

申 請 月 日 3月29日 開始月日 4月15日

終 結 月 日 5月10日

終 結 事 由 解決 調整回数 1回 所要日数 43日

あっせん員 (公) 河本充弘 (労) 田村直人 (使) 宮城定幸

ア 調整事項

有休取扱

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

退職する組合員の有給休暇の買い上げについて会社側に要望し、労使協議会で協議したが、会社側は認めないとの回答だった。

(イ) 使用者の主張

有給休暇については、申請があればすべて認めているので、買い取りは認められない。

ウ あっせんの経過

4月26日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、団体交渉と今後の当該紛争の処理方法について定めたあっせん案を提示した。諾否の回答を双方に要請したところ、後日、双方受諾し事件は解決した。

あ っ せ ん 案

- 1 申請者及び被申請者は、退職の意思表示がなされた際の有給休暇の取扱いについて、時季変更が事実上不可能ないし困難となることに留意し、休暇の届出者の希望と業務の円滑な運営との調和が図られるよう、計画的・効率的なルールを定めることを目指して、誠意をもって団体交渉を行うこと。
- 2 申請者及び被申請者は、上記団体交渉で決まったルールを誠実に実行すること。
- 3 被申請者は申請者に対し、今時争議に係る当該組合員の休暇の取得に関し、解決金として、金〇〇円を平成〇年〇月〇日までに申請者の指定する口座に支払うこと。

第 5 章 労働争議の実情調査と 争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第 6 2 条の 2 の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は 1 4 件で、昨年より 5 件少なかった。

調査開始事由は、労働関係調整法第 3 7 条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが 1 4 件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが 1 3 件で、翌年に繰越されたもの 1 件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第 3 7 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は 2 8 件で、昨年に比べ 1 8 件減少した。

予告通知者を業種別にみると、航空業が最も多く 1 0 件で、次いで病院業が 5 件、道路貨物業が 5 件、陸上旅客業が 3 件、港湾業が 3 件、通信業が 1 件、電力業が 1 件であった。

2 労働争議実情調査一覧

番号	事 件 名	交渉地 (市町村)	調 査 事 項	調 査 開 始 月 日	調 査 終 結 月 日	終 結 事 由
1	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	一 時 金 等	2. 23	7. 2	解 決
2	境 港 海 陸 運 送 争 議	境港市	賃 上 げ 等	3. 10	4. 9	解 決
3	日ノ丸自動車争議	鳥取市	ベア要求等	3. 17	4. 9	解 決
4	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃 上 げ 等	2. 16	5. 7	解 決
5	因伯通運争議 (建交労)	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 23	4. 30	解 決
6	因伯通運争議 (運輸労連)	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 23	4. 30	解 決
7	日ノ丸西濃運輸争議 (建交労)	鳥取市	賃 上 げ 等	3. 23	4. 9	解 決
8	鳥取医療生協争議	鳥取市	一 時 金 等	10. 8		継 続
9	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	一 時 金 等	10. 24	12. 3	解 決
10	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	11. 7	12. 17	解 決
11	因伯通運争議 (建交労)	鳥取市	年末一時金	11. 7	12. 17	解 決
12	因伯通運争議 (運輸労連)	鳥取市	年末一時金	11. 7	12. 17	解 決
13	日ノ丸自動車争議	鳥取市	福 利 厚 生	11. 7	12. 3	解 決
14	境 港 海 陸 運 送 争 議	境港市	冬 期 一 時 金	11. 9	12. 3	解 決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 行 為 予 告 月 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
1	ANAグループ 乗員組合	福岡	福岡	安全運航等	2.12	3.3	
2	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	安全運航等	2.12	3.3	
3	国鉄労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.15	3.1	西日本米子地方 本部(国労)
4	エアーセントラル 乗員組合	愛知	愛知	安全運航等	2.16	3.30	
5	全日本建設交運 一般労働組合	東京	中労委	春闘及び夏 季一時金等	2.24	3.10	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
6	全日本港湾 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.26	3.9	境港支部
7	全国電力関連産業 労働組合総連合	東京	中労委	賃上げ等	3.1	3.12	中国電力労働組 合
8	全日本建設交運 一般労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.2	3.18	因伯通運分会
9	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	春闘要求等	3.3	3.13	
10	エヌ・ディ・ティ 労働組合	東京	中労委	特別手当等	3.4	3.16	
11	全日本運輸産業 労働組合連合会 全国鉄道本部	東京	中労委	賃上げ等	3.5	3.19	西日本米子地方 本部(建交労鉄 道)
12	日本私鉄労働組合 総連合会	東京	中労委	賃上げ等	3.8	3.29	日ノ丸自動車支 部
13	全済生会 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.18	4.2	境港病院支部
14	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	夏期一時金 等	4.30	5.20	山陰労災支部
15	全済生会 労働組合	東京	中労委	夏期一時金 等	5.11	5.24	境港病院支部
16	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	夏期一時金	6.3	6.16	境港支部

番号	通 知 者		受 付 労 委	交 渉 事 項	受 付 月 日	争 議 予 告 日	備 考
	名 称	所在地 (都道 府県)					
17	A N Aグループ 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全運航等	6. 4	6. 21	
18	エアーニッポン ネ ッ ト ワ ー ク 乗 員 組 合	大 阪	中労委	安全運航等	9. 8	9. 23	
19	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	年末一時金 等	9. 21	10. 2	山陰労災支部
20	エアーニッポン ネ ッ ト ワ ー ク 乗 員 組 合	大 阪	中労委	安全運航等	10. 19	11. 4	
21	A N Aグループ 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全運航等	10. 19	11. 4	
22	エアーニッポン 乗 員 組 合	福 岡	福 岡	安全運航等	10. 19	11. 4	
23	全日本建設交運 一 般 労 働 組 合	東 京	中労委	年末一時金	10. 20	11. 4	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
24	全 済 生 会 労 働 組 合	東 京	中労委	年末一時金 等	10. 22	11. 5	境港病院支部
25	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	経営監視	10. 29	11. 10	
26	全日本港湾労働組合 日 本 海 地 方 本 部	新 潟	新 潟	冬期一時金	11. 2	11. 19	境港支部
27	全日本運輸産業 労 働 組 合 連 合 会	東 京	中労委	一時金等	11. 8	11. 19	因伯通運労働組 合
28	日本私鉄労働組合 総 連 合 会	東 京	中労委	時間外労働 の割増賃金 率の引き上 げ等	11. 17	11. 29	日ノ丸自動車支 部

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、平成22年の対応状況は以下のとおりである。

なお、10月4日(月)から8日(金)にかけては、12時間労働相談と称し、相談時間を午前8時から午後8時までとした。

件数	相談内容(重複集計)				
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の 人間関係 (嫌がらせ等)	その他
148	46	64	53	25	20
(相談会 21 を含む)	対応状況(実数)				
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介	
	102	6	15	25	

(2) 定期相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における高度専門的な相談を希望する県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の公労使の委員各1名が3名1組で直接助言を行う定期労働相談会を開催した。

実施日	相談対応者		
7月14日(水)	(公)濱田委員	(労)池内委員	(使)宮城委員
8月11日(水)	(公)石黒委員	(労)田村委員	(使)山本委員
9月8日(水)	(相談者なし)		
11月9日(火)	(相談者なし)		

※原則、毎月1回、毎週第2水曜日(定例総会終了後)の午後3時30分～午後5時に、前日までの予約制により開催(ただし、日曜相談会のある月を除く)

(3) 日曜相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。

ア 6月

東	日 時	平成22年6月27日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
	部 相談対応者	(労)田村委員、(使)川口委員
中	日 時	平成22年6月20日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	県立倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
	部 相談対応者	(公)河本代理、(使)稲井委員
西	日 時	平成22年6月13日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里(米子市錦町1丁目)
	部 相談対応者	(公)太田会長、(使)山本委員

イ 10月

東	日 時	平成22年10月3日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	ジャスコ鳥取北店(鳥取市晩稻)
	部 相談対応者	(公)吉谷委員、(使)宮城委員
中	日 時	平成22年10月17日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	パープルタウン(倉吉市山根)
	部 相談対応者	(公)濱田委員、(労)池内委員
西	日 時	平成22年10月24日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市男女共同参画センターかぶりあ(米子市末広町)
	部 相談対応者	(公)太田会長、(使)山本委員

ウ 12月

東	日 時	平成22年12月5日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	県立図書館(鳥取市尚徳町)
	部 相談対応者	(公)吉谷委員、(使)川口委員
中	日 時	平成22年12月12日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	倉吉市立図書館(倉吉市駄経寺町)
	部 相談対応者	(公)濱田委員、(労)池内委員
西	日 時	平成22年12月19日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市立図書館(米子市中町)
	部 相談対応者	(公)石黒委員、(使)奥村委員

※県立図書館、倉吉市立図書館、米子市立図書館との共催により開催

2 労働委員会のPR

平成21年から鳥取県をはじめとする各都道府県の労働委員会及び中央労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間を創設し、同制度の一層の利用拡大を図るため、全労委共通ポスター・リーフレットを作成し、10月を同月間として全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」の周知・広報活動を実施することとした。

鳥取県労働委員会は、平成22年の同月間に当たり、次のとおり「個別労働関係紛争処理制度」及び「労使ネットとっとり」に係る周知・広報活動を集中的に行った。

(1) 実施期間

平成22年10月1日（金）から10月31日（日）までの1か月間

(2) 全労委共通ポスター・リーフレットの作成及び配布

デザインに「ゲゲゲの鬼太郎」を起用した全労委共通ポスター・リーフレットを作成した。全国39の労働委員会と中央労働委員会もこのポスターを利用し、同月間に合わせて一斉に官公署、関係機関及び大規模集客施設等に掲示した。

(3) 日曜労働相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、日曜日開催とすることで、広く相談者を募った。

(4) 12時間労働相談

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日の開庁時間内での相談が困難な県民等に配慮し、相談開始時刻を午前8時に繰り上げ、終了時刻を午後8時まで延長することにより、会社経営者や会社勤務の方などが相談しやすい体制づくりを図った。

日 時	平成22年10月4日（月）から10月8日（金）まで 午前8時から午後8時までの12時間
会 場	労使ネットとっとり（県庁第二庁舎7階 労働委員会事務局内）
相談対応者	事務局職員

(5) 街頭リーフレット・ティッシュ配布

集客施設の来場者に対し、「個別労働関係紛争処理制度」紹介リーフレットや労働委員会の連絡先を記載したカードの入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った。なお、10月3日の一斉配布に当たっては県商工労働部雇用人材総室及び県中小企業労働相談所（みなくる鳥取・倉吉・米子）と連携した。

東部	日 時	平成22年10月3日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	ジャスコ鳥取北店(鳥取市晩稻)
	配 布 者	吉谷委員、宮城委員、事務局職員、トリピーの着ぐるみ
中部	日 時	平成22年10月3日(日) 午前10時から午前11時まで
	会 場	パープルタウン(倉吉市山根)
	配 布 者	竹内(克)委員、稲井委員、事務局職員
西部	日 時	平成22年10月3日(日) 午前10時から午前11時まで
	会 場	ジャスコ日吉津店(西伯郡日吉津村日吉津)
	配 布 者	石黒委員、本川委員、事務局職員
中部	日 時	平成22年10月17日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	パープルタウン(倉吉市山根)
	配 布 者	濱田委員、池内委員、事務局職員、トリピーの着ぐるみ
西部	日 時	平成22年10月24日(日) 午前10時から午後3時まで
	会 場	米子駅前サティ(米子市末広町)
	配 布 者	太田会長、山本委員、事務局職員、トリピーの着ぐるみ

※東部(3日)、中部(17日)、西部(24日)は日曜相談会を併設

(6) 協力要請

公労使関係団体、相談窓口等の県内関係機関に対し、「個別労働関係紛争処理制度」への協力を要請した。

3 労働セミナーの共催

県中小企業労働相談所と連携して、働く方、事業主、人事労務担当者、労務管理に関心のある方等を対象に、日曜労働セミナー「職場のトラブル解決法～解雇・賃金未払・パワハラの労働相談の実態と解決事例～」を開催した。

日 時	平成22年12月5日(日) 午前10時から午前11時30分まで
会 場	県立図書館 小研修室(鳥取市尚徳町)
講 演 者 演 題	鈴木 直子(鳥取県中小企業労働相談所みなくる鳥取労働・雇用相談員) 「労働相談の概要と事例」
	竹本 英雄(鳥取県労働委員会事務局長) 「個別労働関係紛争あっせんの概要と事例」
受 講 者	40名

3 個別労働関係紛争あっせん事件

平成22年中の新規申請は22件で、すべて労働者からの申請であり、終結20件、次年への繰越2件であった。終結区分は解決10件、取下げ2件、打切り7件、不開始1件である。

(1) 取扱件数

	取 扱 件 数			処 理 状 況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	—	1	1	1	—
15年	—	12	12	12	—
16年	—	9	9	9	—
17年	—	9	9	9	—
18年	—	17	17	17	—
19年	—	19	19	17	2
20年	2	19	21	20	1
21年	1	34	35	35	—
22年	—	22	22	20	2
計	—	142	—	140	—

(2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	—	—	1
15年	12	—	—	12
16年	9	—	—	9
17年	9	—	—	9
18年	17	—	—	17
19年	19	—	—	19
20年	19	—	—	19
21年	34	—	—	34
22年	22	—	—	22
計	142	—	—	142

(3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	—	—	—
15年	8	8	2	1	1
16年	3	8	3	—	3
17年	7	6	1	1	2
18年	8	8	5	2	3
19年	10	7	5	0	5
20年	14	8	2	3	1
21年	18	13	13	6	2
22年	15	12	2	6	2
計	84	71	33	19	19

(4) 終結処理区分

		終 結 区 分					係属中
		解 決	取下げ (関与解決)	取 下 げ	打 切 り	不 開 始	
14年	件 数				1		—
(1件)	構成比				100%		—
15年	件 数	5	2	1	4		—
(12件)	構成比	42%	17%	8%	33%		—
16年	件 数	6	1		2		—
(9件)	構成比	67%	11%		22%		—
17年	件 数	5	1		3		—
(9件)	構成比	56%	11%		33%		—
18年	件 数	10	1		6		—
(17件)	構成比	59%	6%		35%		—
19年	件 数	7	3	3	3	3	—
(19件)	構成比	36%	16%	16%	16%	16%	—
20年	件 数	12		1	3	3	—
(19件)	構成比	63%		5%	16%	16%	—
21年	件 数	17	3		4	10	—
(34件)	構成比	50%	9%		12%	29%	—
22年	件 数	10		2	7	1	2
(20件)	構成比	50%		10%	35%	5%	—
計	件 数	72	11	7	33	17	2
(140件)	構成比	51%	8%	5%	24%	12%	—

(5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開 始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
22- 1	1.15 労働者	不当解雇に対する慰 謝料の請求	1.19	2.13 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	1回	30日	(公)太田 (労)竹内(篤) (使)杵村

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
22- 2	1. 25 労働者	解雇理由の説明、解 雇予告手当の支払い ほか	2. 8	2. 23 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	1回	30日	(公)松田 (労)本川 (使)稲井
22- 3	2. 15 労働者	パワハラに対する謝 罪、慰謝料請求ほか	2. 23	3. 8 解 決	1回	22日	(公)石黒 (労)池内 (使)山本
22- 4	2. 22 労働者	未払賃金の支払い	3. 9	9. 13 打切り (被申請者に あっせんに応 じる姿勢がな いため)	1回	204 日	(公)濱田 (労)池内 (使)稲井
22- 5	3. 8 労働者	退職金と慰労金の請 求	3. 17	3. 29 解 決	1回	22日	(公)太田 (労)田中 (使)宮城
22- 6	3. 10 労働者	雇止め理由証明書の 作成ほか	3. 12	3. 26 解 決	1回	17日	(公)河本 (労)田村 (使)川口
22- 7	3. 29 労働者	一方的な雇用打切り 後の補償	4. 23	5. 18 解 決	1回	51日	(公)濱田 (労)竹内(篤) (使)稲井
22- 8	3. 30 労働者	年休取得による不当 な取扱い	4. 13	4. 19 解 決	1回	21日	(公)石黒 (労)本川 (使)山本

事件 番号	申請日 申請者	あつせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あつ せん 回数	処理 日数	あつせん員
22- 9	5. 10 労働者	解雇の撤回ほか	5. 24	6. 17 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	2回	39日	(公)太田 (労)本川 (使)川口
22-10	5. 11 労働者	離職に関する話合い	5. 24	6. 17 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	2回	38日	(公)太田 (労)本川 (使)川口
22-11	5. 17 労働者	解雇の撤回	6. 1	7. 8 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	1回	53日	(公)石黒 (労)五十嵐 (使)宮城
22-12	6. 7 労働者	離職に関する話合い	6. 11	6. 24 解 決	1回	18日	(公)石黒 (労)田村 (使)山本
22-13	6. 18 労働者	社用車の修理代金の 支払拒否ほか	7. 16	9. 22 打切り (申請者と被 申請者の主張 の隔たりが大 きいため)	1回	97日	(公)濱田 (労)田村 (使)山本
22-14	6. 21 労働者	未払賃金の支払い	—	8. 10 取下げ	—	51日	—

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
22-15	6. 21 労働者	適正な賃金の支払い ほか	—	6. 29 取下げ	—	9日	—
22-16	6. 24 労働者	最低賃金の差額請求 ほか	7. 15	8. 17 解 決	1回	55日	(公)石黒 (労)竹内(克) (使)山本
22-17	8. 25 労働者	パワハラ・セクハラ に対する慰謝料の支 払いほか	9. 9	次年繰越			
22-18	9. 3 労働者	暴言に対する謝罪	—	10. 1 不開始 (被申請者が あっせんに応 じる意思がな い旨表明した ため)	—	29日	—
22-19	9. 3 労働者	未払賃金の支払い、 離職に関する話合い	9. 15	10. 16 解 決	1回	44日	(公)太田 (労)池内 (使)奥村
22-20	9. 9 労働者	未払賃金の支払い、 社用車修理代の免除	10. 12	11. 7 解 決	1回	60日	(公)太田 (労)本川 (使)山本
22-21	10. 6 労働者	解雇の撤回	10. 18	11. 5 解 決	1回	31日	(公)濱田 (労)竹内(篤) (使)宮城
22-22	12. 2 労働者	解雇理由の説明、慰 謝料及び休業補償の 請求ほか	12. 10	次年繰越			